**居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業者自主点検表**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 記入年月日 | | 平成　　年　　月　　日 | | | | | | | | |  | | | | |
| 法　人　名 | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 代表者（理事長）名 | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 介護保険事業所番号 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  | |  | |
| 事業所 | 名称 |  | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 |  | | | | | | | | | | | | | |
| 記入担当者職・氏名 | | （職）　　　（氏名） | | | | | | | | | | | 連絡先電話番号 | | －　　　－ |

□　自主点検表記載にあたっての留意事項

（１）チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

　　（２）その他については、具体的に記載してください。

**（１）チェック項目**

Ⅰ（基本方針）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　容 | 適 | | 不適 | 根拠 |
| １　基本方針 | 運営方針は、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活を支援の質の向上を図るものとなっているか。 | □ | □ | | 介基準84条、予基準87条 |

Ⅱ（人員に関する基準）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　医師、薬剤師、歯科衛生士等の員数  　　年　　月のサービス提供を行った従業者の資格別人数について、確認する。 | イ　病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所の場合  　１．医師又は歯科医師  　２．薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士  　　　　提供する内容に応じた適当数を置くこと | □ | □ | 介基準85条、予基準88条  老企第25号  3-5-(1)①②③ |
| ロ　薬局である指定居宅療養管理指導事業所の場合  薬剤師 | □ | □ |
| ハ　指定訪問看護ステーション等の場合  　　　看護職員 | □ | □ |
| ２　人員に関する基準の　　みなし規定 | みなし指定の場合、指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているか。 | □ | □ | 介基準85条2、予基準88条2 |

Ⅲ（設備に関する基準）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　設備及び備品等 | 病院、診療所、薬局又は訪問看護（介護予防訪問看護）ステーションであるか。  指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているか。  指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を供えているか。（当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができる）  手指を洗浄するための設備等を備えるなど、感染症予防に必要な対策を行っているか。設備及び備品等について、衛生的な管理を行うための措置を行っているか。  ※利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあっては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたものになっているか。（扉がガラスでないもの、施錠可能なものほか）  ※訪問に際して携行するもの（ガーゼ等の衛生材料、消毒薬、ディスポーサブルの手袋など）  ※手指を洗浄するための設備等、感染症予防のための設備、備品（洗面、消毒薬など）。 | □ | □ | 介基準86条、予基準89条  老企第25号3-5-2-(1)  (2) |
| ２　設備に関する基準の  みなし規定 | みなし指定の場合、指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているか。 | □ | □ | 介基準86条2、予基準89条2 |

Ⅳ（運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| 1内容及び手続の説明及び同意 | サービスの提供開始前に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行っているか。 | □ | □ | 介・予基準8条  介91条・介予基準93条 |
| 重要事項説明書について利用者の同意を得ているか。 | □ | □ |
| 重要事項説明書の内容に同意を得た場合は、利用者の署名・捺印を受けているか。 | □ | □ |
| 重要事項説明書と運営規程間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違していないか。 | □ | □ |
| 居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導を一体的に提供する事業所の場合は、重要事項説明書等各種必要書類について、介護居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導についてそれぞれ別に作成し使用しているか。 | □ | □ |
| 重要事項説明書には、利用申込者がサービスを選択するために重要な事項（下表で確認）を記載しているか。  （重要事項記載事項）   |  |  | | --- | --- | | 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など） | 有・無 | | 運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法など） | 有・無 | | 管理者氏名及び従業者の勤務体制 | 有・無 | | 提供するサービスの内容とその料金について | 有・無 | | その他費用（交通費など）について | 有・無 | | 利用料、その他費用の請求及び支払い方法について | 有・無 | | サービス提供職員等の勤務体制 | 有・無 | | 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について | 有・無 | | 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む） | 有・無 | | 緊急時の対応方法 | 有・無 | | 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など） | 有・無 | | サービス内容の見積もり（サービス提供内容及び利用者負担額のめやすなど）（居宅除く） | 有・無 | | 事業者、事業所、利用者（場合により代理人）による説明確認欄 | 有・無 | | 高齢者の虐待防止に関する項目 | 有・無 | | □ | □ |
|  | サービスの提供開始について、利用者と契約書を交わしているか。  ・契約の内容は、不当に利用者の権利を侵害若しくは制限するものとなっていないか。  上記の契約書の当事者名等の欄は、次のとおりとしているか。・事業者側････法人所在地・法人名称・法人代表者（職・氏名）を記載の上、法人代表者印を押印  ・利用者側････利用者（又は代理人）住所・氏名を記載の上、私印（認印で可）押印 | □ | □ |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| ２　サービス提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービス提供を拒否していないか。  ・要介護度や所得の多寡等を理由にサービスの提供を拒否していないか。  （提供を拒むことのできる正当な理由）  ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）を提供することが困難な場合である。  ・正当な理由により、サービス提供を拒否した場合は、その内容を記録しているか。（サービス提供を拒否したことの正当性を明らかにしておくためにも記録をすることが望ましい。 | □ | □ | 介基準9条・予基準5条  老企第25号3-5-3-(5) |
| ３　サービス提供困難時の対応 | サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者の紹介を速やかに行っているか。 | □ | □ | 介基準10条  予基準10条  老企第25号  3-5-3-(5) |
| ４　受給資格等の確認 | 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。  　（確認の具体的な方法：　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | 介基準11条・91条、予基準11条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し､その意見を考慮しているか。 | □ | □ |
| ５　要介護認定等の申請に係る援助 | 利用申込者が要介護認定等を受けていない場合に、要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。 | □ | □ | 介基準12、条・91条  予基準12条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |
| 有効期間が終了する３０日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っているか。 | □ | □ |
| ６　心身の状況等の把握 | サービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状況や置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □ | □ | 介・予基準13条 |
| ７　居宅介護支援事業者等との連携 | 指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □ | □ | 介基準64条・91条、予基準67条・93条 |
| 指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業所に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □ | □ |
| ８　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合には、居宅サービス計画に沿ったサービス提供をしているか。 | □ | □ | 介基準16条・91条、予基準16条・93条 |
| ９　身分を証する書類の携行 | 従業者に身分証明証（事業所の名称、居宅療養管理指導従業者等の氏名、写真、職種を記載したもの）や名札を携行させ、初回訪問時及び相手方の申し出により提示するよう指導しているか。 | □ | □ | 介基準18条・91条、予基準18条・93条  老企第25号5-3-(5) |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| 1. サービス提供の記録 | 利用者、事業者の双方が、サービス提供実績等の確認を行えるよう、また、利用者の心身の状況等把握したことについて、今後のサービス提供に活かすため、記録をとっているか。 | □ | □ | 介基準19条・91条、予基準19条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |
| 記録には、次の内容が記載されているか。  ・サービス提供日、提供時間、具体的なサービス内容、提供者の氏名等、利用者の心身の状況等  ※サービス提供時間は、計画等の時間ではなく実際の時間を記録すること | □ | □ |
| 利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しているか。 | □ | □ |
| 1. 利用料等の受領 | 利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額の１割（法令により給付率が９割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けているか。 | □ | □ | 介基準20条・87条、予基準21条・90条  老企第25号3-5-3-(5) |
| 法定代理受領サービスに該当しない訪問介護を提供した場合の利用料と居宅介護サービス基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。  ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。  イ　利用者に当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。  ロ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。  ハ　会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。 | □ | □ |  |
| 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っているか。 | □ | □ |  |
|  |
| 12　保険給付の請求のための証明書の交付 | 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われているか。提供する居宅管理指導の質の評価を行い、常に改善を図っているか。 | □ | □ | 介基準21条・91条、  予基準21条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |
| 13　領収証の交付 | 利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。 | □ | □ | 法41-8  則 65 |
| 領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用についてはさらに個別の費用ごとに区分して記載しているか。 | □ | □ |
| 保険給付対象額のうち、医療費控除の対象となる額を明示して記載しているか。  ※平成18年12月1日厚生省事務連絡｢介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて｣、「介護保険制度化での介護サービスの対価にかかる医療費控除の取扱いに係る留意点について」（平成12年11月16日老振第73号：改正平成18年老振発第1201001号）参照 | □ | □ |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| 14　居宅療養管理指導の取り扱い方針 | 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又は家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言を行っているか。 | □ | □ | 介基準88条、予基準94条 |
| 15 医師又は歯科医師の行う居宅療養管理指導 | 居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。指導、助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めているか。 | □ | □ | 介基準89条、予基準95条 |
| 居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。その情報提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより、または、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行われているか。 | □ | □ | 介基準89条、予基準95条 |
| 利用者に提供した居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しているか。 | □ | □ | 介基準89条、予基準95条 |
| 居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。 | □ | □ | 介基準89条、予基準95条 |
| 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う居宅療養管理指導 | 居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。 | □ | □ | 介基準89条、予基準95条 |
| それぞれの利用者について、提供した居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。 | □ | □ | 介基準89条、予基準95条 |
| 16　運営規程 | 運営規程には、次の事項が定められているか。  　・事業の目的及び運営方針　（有、無）  　・従業者の職種、員数及び職務の内容（有、無）  　・営業日及び営業時間（有、無）  　・サービス内容及び利用料その他費用の額（有、無）  　・その他運営に関する重要事項（有、無） | □ | □ | 介基準90条、予基準91条 |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| 17　利用者に関する市町村への通知 | 利用者について、次のいずれかに該当する状況が生じたことがあったか。  ①正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。  ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | □ | □ | 介基準26条・91条、予基準23条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |
| 上記の状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知したか。 | □ | □ |
| 18　勤務体制の確保 | 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに医師、看護職員、薬剤師、管理栄養士等の勤務の体制を定めているか。  なお、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならない。 | □ | □ | 介基準30条・91条、予基準28条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |
| （研修機会の確保） | 従業者の資質向上のため、計画的な研修を実施しているか。 | □ | □ |
| 19　衛生管理等 | 従業者の清潔保持、健康状態の管理や設備、備品の衛生管理を行っているか。  ※従業者（常勤・非常勤）の健康診断結果の管理を行なっているか。 | □ | □ |  |
| 事業者は医師、看護職員、薬剤師、管理栄養士等が感染源となることを予防し、また医師、看護職員、薬剤師、管理栄養士等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。  （対策の具体的内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※事業者は従業者等が感染源となることを予防し、また従業者等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 | □ | □ | 介基準31条・91条、予基準29条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |
| 20　掲　　　示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者（薬剤師等）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  ※掲示すべき内容（項目は重要事項説明書と同じ）  ①運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、サービス提供方法など）  ②従業者の勤務体制  ③秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について  ④事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）  ⑤苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など） | □ | □ | 介基準32条・91条、予基準30条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |
| 21 秘密保持等  21 秘密保持等 | 従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしていないか。 | □ | □ | 介基準33条・91条、予基準31条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |
| 従業者であった者が、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じているか。  ※指定居宅療養管理事業者は、当該指定居宅療養管理事業所の医師、看護職員、薬剤師、管理栄養士等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの措置を講じているか。  ※従業員の在職中及び退職後の秘密保持のため、就業規則、雇用契約、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われているか。 | □ | □ | 介基準35条・91条、予基準33条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |
| サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。  ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。  （同意書様式：有　無、利用者：有　無、利用者の家族：有　無） | □ | □ |
| 22　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | □ | □ |
| 23　苦情処理 | 提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。  ※「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 | □ | □ | 介基準36条・91条、予基準34条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |
| 苦情があった場合には、その内容等を記録しているか。  また、記録は、整備し、その完結の日から２年間保存しているか。  ※組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。 | □ | □ |
| 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。 | □ | □ |
| 市町村及び国保連から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行っているか。また、改善内容について求めがあった場合には、報告を行っているか。 | □ | □ |
| 24　事故発生時の対応 | サービス提供時に事故が発生した場合、事故に対応した適切な処置をとるとともに、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うなどの体制をとっているか。  ※利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅療養管理指導事業者が定めておくことが望ましいこと。  ※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | □ | □ | 介基準37条、予基準35条  老企第25号3-5-3-(5) |
| 記録は、整備し、その完結の日から２年間保存しているか。  ※事故・ひやりはっと事例報告に係る様式が作成されているか。又は事故・ひやりはっと事例報告に係る様式に記録されているか。その記録を保存しているか。 | □ | □ |
| 保険加入、賠償金の積み立てを行っているか。  ※賠償すべき事態において、速やかに賠償を行なうため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 | □ | □ |
| 従事者による利用者への虐待を行っていないか。 | □ | □ |
| 25　高齢者虐待の防止 | 研修の機会の確保など従業員に対して高齢者虐待防止のための措置を講じているか。  （措置の具体的な内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | 高齢者虐待防止法 |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| 26　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅療養管理事業（介護予防居宅療養管理事業）とその他の事業とに区分して会計処理しているか。 | □ | □ | 介基準38条・91条、予基準36条・93条  老企第25号3-5-3-(5) |

Ⅴ（業務管理体制の整備）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| 1　業務管理体制整備に係る届出書の提出 | 事業者（法人）において、①～③の区分に応じ、業務管理体制を整備するとともに、当該整備に係る事項を記載した届出書を、所管庁に提出しているか。  ①　法令遵守責任者の選任　**【全ての法人】**  　　　　法令遵守責任者の届出　　　　　済　　・　　未済  　　　　所属・職名　　　　　　　　　　　　　氏名    ②　法令遵守規程の整備**【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】**  ①に加えて、規程の概要の届出　　　　　済　　・　　未済  ③　業務執行の状況の監査の定期的な実施**【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】**  ①及び②に加えて、監査の方法の概要の届出　　　済　　・　　未済 | □ | □ | 法115の32  則140の39  則140の40 |
| 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ているか。  ※　事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、届出が必要 | □ | □ |
| 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ているか。  ※所管庁（届出先）  　◎指定事業所が３つ以上の地方厚生局の管轄区域にまたがる場合…厚生労働大臣  　◎指定事業所又は施設が２以上の都道府県に所在する事業者で、府に法人本部が所在する場合…大阪府知事（福祉部高齢介護室介護事業者課）★  　◎地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者で、**すべての**指定事業所が同一市町村内に所在する事業者…市町村長（介護保険担当課）  　★《注》その他、大阪府知事への届出  ・１つの地方厚生局の管轄区域にある場合  ・２つの地方厚生局の管轄区域にまたがる場合 | □ | □ |

Ⅵ－１（居宅療養管理指導関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　算定単位の取扱い | 所定の単位数で算定しているか。  イ、医師が行う場合  １．居宅療養管理指導Ⅰ（在宅時医学総合管理料を算定していない場合）  　（一）同一建物居住者以外の者に対して行う場合　　５０３単位  　（二）同一建物居住者に対して行う場合　　　　　　４５２単位  ２．居宅療養管理指導Ⅱ（在宅時医学総合管理料を算定していない場合）  　（一）同一建物居住者以外の者に対して行う場合　　２９２単位  　（二）同一建物居住者に対して行う場合　　　　　　２６２単位  　※同一建物居住者とは以下の利用者をいう。  　①、養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居または入所している複数の利用者。  　②、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、複数型サービス（宿泊サービスに限る）などのサービスを受けている複数の利用者。  ロ、歯科医師が行う場合  　　同一建物居住者以外の者に対して行う場合　　５０３単位  　　同一建物居住者に対して行う場合　　　　　　４５２単位  ハ、薬剤師が行う場合  １．病院又は診療所の薬剤師が行う場合  （一）同一建物居住者以外の者に対して行う場合　　５５３単位  　（二）同一建物居住者に対して行う場合　　　　　　３８７単位  ２．薬局の薬剤師が行う場合  　（一）同一建物居住者以外の者に対して行う場合　　５０３単位  　（二）同一建物居住者に対して行う場合　　　　　　３５２単位  ※居宅療養管理指導費を月２日以上算定する場合は、６日以上の間隔をあけているか（薬局の薬剤師が行う場合において、がん末期患者及び中心静脈栄養を受けているものを除く）  ニ、管理栄養士が行う場合  同一建物居住者以外の者に対して行う場合　　５３３単位  　　同一建物居住者に対して行う場合　　　　　　４５２単位  ※栄養ケア計画を作成しているか。  ※利用者について、概ね３月を目途として、低栄養状態のリスクについて、スクリーニングを実施し、医師の指導のもとに関連職種と共同して当該計画の見直しを行っているか。  ホ、歯科衛生士等が行う場合  　（一）同一建物居住者以外の者に対して行う場合　　３５２単位  　（二）同一建物居住者に対して行う場合　　　　　　３０２単位  ※歯科医師、歯科衛生士その他の者が、共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成しているか。  ※指示を行った歯科医師の訪問診察の日から起算して３月以内の場合に算定しているか。  ヘ．看護職員が行う場合  同一建物居住者以外の者に対して行う場合　　４０２単位  　同一建物居住者に対して行う場合　　　　　３６２単位  ※利用者が定期的に通院している場合、定期的に訪問診療を受けている場合、利用者が訪問看護、訪問リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、若しくは複合型サービスを受けている間は、算定しない。 | □ | □ | 平成12  厚告19の別表の５ |
| ２　端数処理 | 単位数算定の際の端数処理  　・単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っているか。 | □ | □ | 老企第36  号2-1-(1)  ①② |
| 金額換算の際の端数処理  ・算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てているか。 | □ | □ |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| ３　情報提供の記録等 | イ　医師・歯科医師の居宅療養管理指導  　・ケアマネージャー等に対する情報提供をサービス担当者会議等への参加により行った場合は、その要点を記載しているか。その場合、医療保険の診療録に記載することとしてよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別しているか。文書等により指導又は助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存しているか。  ロ　薬剤師が行う居宅療養管理指導  　・薬剤師は、提供した居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録（薬局薬剤師にあっては、薬剤服用暦の記録、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤管理指導記録）を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。 | □ | □ | 老企第36号  2-6-（1）  (2)(3)(4) |
| ４　サービス種類相互の算定関係 | 利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療護介護、特定施設入居者生活介護若しくは認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間、居宅療養管理指導費を算定していないか。 | □ | □ | 平成12  厚告19の別表の5注2 |

Ⅴ－２（介護予防訪問居宅療養管理指導費関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　算定単位の取扱い | イ看護ステーションの場合  （１）所要時間２０分未満の場合　　　　３１０単位  （２）所要時間３０分未満の場合　　　　４６３単位  （３）所要時間３０分以上１時間未満の場合　　８１４単位  （４）所要時間1時間以上1時間30分未満の場合　　１，１１７単位  ロ病院または診療所の場合  （１）所要時間２０分未満の場合　　　　２６２単位  （２）所要時間３０分未満の場合　　　　３９２単位  （３）所要時間３０分以上１時間未満の場合　　５６７単位  （４）所要時間1時間以上1時間30分未満の場合　　８５３単位 | □ | □ | 平成12  厚告19の別表の５ |
| ２　端数処理 | 単位数算定の際の端数処理  　・単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っているか。 | □ | □ | 老企第36号2-1-(1)  ①② |
| 金額換算の際の端数処理  ・算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てているか。 | □ | □ |
| ３　情報提供の記録等 | イ　医師・歯科医師の居宅療養管理指導  　・ケアマネージャー等に対する情報提供をサービス担当者会議等への参加により行った場合は、その要点を記載しているか。その場合、医療保険の診療録に記載することとしてよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別しているか。文書等により指導又は助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存しているか。  ロ　薬剤師が行う居宅療養管理指導  　・薬剤師は、提供した居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録（薬局薬剤師にあっては、薬剤服用暦の記録、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤管理指導記録）を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。 | □ | □ | 老企第36号  2-6-（1）  (2)(3)(4) |
| ４　サービス種類相互の算定関係 | 利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療護介護、特定施設入居者生活介護若しくは認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間、居宅療養管理指導費を算定していないか。 | □ | □ | 平成12  厚告19の別表の5注2 |